

住民監査請求（区民アンケート〔市民局〕）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年11月5日（木曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年12月2日決定）

1 請求の要旨

市政改革プラン2.0（区政編）において、プランに定められた目標の達成度合いを判断するための指標の測定について、測定の根拠や合理性に関する質問に対し全く説明ができない（民法第644条、地方自治法第138条の2違反）状態であり、また、その測定方法を見ると全く根拠や合理性がないものになっている。その結果、測定にかかる経費が目的を達成できないまま支出されている。（地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反）

すなわち、令和元年度区民アンケート調査業務委託が具体的な財務会計行為であるとして、その違法不当事由について、区民アンケートにより取得されたデータをもとに、母比率を推定することが目的であるのに、仕様の策定を誤るなどし、測定方法が全く根拠や合理性がないものになっていて、目的が達成できないまま支出されており、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条違反となっている。また職員が、市政改革プラン2.0において定められた目標の達成度合いを判断する指標の測定について、測定の根拠や合理性に関する質問に対し全く説明ができないこと、また回収率の低下により調査の信頼性が保てなくなっただけの時点（目安として回収率50パーセントを確保できなくなった時点）で対策を講ずる必要があったところ、漫然と区民アンケートを続けた不作為について、民法第644条、地方自治法第138条の2違反の違法となっている。

以上のことから、令和元年度区民アンケート調査業務委託は、業務委託に要した経費（8,897,000円＋税）が無駄になっているため、その損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、法第2条第14項、地方財政法第4条の規定は、地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記規定の違法性が肯定されると解される。（大阪高裁平成17年7月27日判決）

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

請求人は、令和元年度区民アンケート調査業務委託（以下「本件契約」という。）が具体的な財務会計行為であるとして、その違法不当事由について、1の請求の要旨のとおり主張する。

しかしながら、本件契約は、アンケート調査の業務委託であり、特段の法規定がない限り、どのような業務委託を行うかについては、地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると考えられる（法第2条第14項、地方財政法第4条）。したがって、市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、本件契約は、当該条項に違反し違法性が認められる。

この点、請求人の主張は、本件契約が標本調査として適切に実施されるべきにも関わらず、標本調査として適切なものとなっていないことを主張するものであるが、仮に、標本調査として適切とはいえない事情があったとしても、本件契約の目的は不合理とはいえず、契約内容となる手段としてのアンケートは目的との関連性が全くないものとはいえない以上、職員がその権限の行使において、著しく合理性を欠く行為を行ったとまでは認められず、裁量の範囲を逸脱又は濫用をするものであるとの摘示があるとは認めら

れない。

以上のとおり、本件請求における請求人の主張は、本件契約について財務会計法規上の義務違反等を具体的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断した。